

長野県環境審議会の概要について

1 設置目的

長野県内における環境の保全に関する基本的事項等を調査審議するため、学識経験者等で構成される審議会を設置（長野県環境基本条例第 25 条）

＜審議内容＞

- ・環境の保全に関する基本的事項
- ・水環境の保全に関する事項
- ・自然環境の保全に関する事項
- ・地球温暖化対策に関する事項
- ・廃棄物政策に関する事項
- ・鳥獣保護に関する事項

2 委員

○委員数は 30 人以内、学識経験者等のうちから知事が任命（条例第 26 条）

○任期は 2 年間（条例第 27 条）

○会長は委員の互選（条例第 28 条）

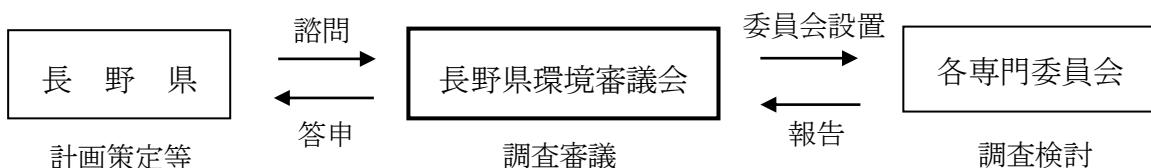
＜特別委員について＞

○特別の事項を調査審議するため特別委員を任命（条例第 29 条）

（審議案件は、長野県環境審議会運営要綱別表のとおり）

3 審議会のしくみ

- ・環境の保全に関する基本的計画や個別計画の策定等を行う場合に、当該計画等の根拠条例等に基づき県が環境審議会に諮問し、本審議会で調査審議を行う。
- ・さらに専門的な検討を行う必要がある場合は、専門委員会を設置し調査検討を行う。
- ・専門委員会の検討結果を本審議会に報告し、再度審議を行う。
- ・審議結果を長野県に答申する。



＜温泉審査部会について＞

○温泉法の規定による事項を調査審議するため、本審議会に温泉審査部会を設置（条例第 31 条）

4 その他

○会議は原則として公開で実施（運営要綱第 3 条）

○議事録を調製し、会議の概要を記載（運営要綱第 5 条）

長野県環境基本条例（抜粋）

平成 8 年 3 月 25 日
長野県条例第 13 号

改正 平成 11 年 12 月 20 日条例第 45 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 環境の保全に関する基本的施策

第 1 節 施策の基本方針等（第 7 条—第 11 条）

第 2 節 環境の保全に関する施策（第 12 条—第 21 条）

第 3 節 地球環境の保全に関する施策（第 22 条）

第 4 節 施策の推進体制等（第 23 条・第 24 条）

第 3 章 長野県環境審議会（第 25 条—第 33 条）

附則

第 1 章 総則（略）

第 2 章 環境の保全に関する基本的施策（略）

第 3 章 長野県環境審議会

（設置）

第 25 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 43 条第 1 項及び自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）第 51 条第 1 項の規定による審議会その他の合議制の機関として、長野県環境審議会（以下この章において「審議会」という。）を置く。

（組織）

第 26 条 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者等のうちから知事が任命する。

（任期）

第 27 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第 28 条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

（特別委員及び専門委員）

第 29 条 審議会に、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

3 特別委員及び専門委員は、学識経験者等のうちから知事が任命する。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第30条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員及び議事に關係のある特別委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に關係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(温泉審査部会)

第31条 審議会に、温泉法（昭和23年法律第125号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、温泉審査部会（以下この条において「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、委員及び特別委員のうちから会長が指名する者10人以内をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び特別委員が互選する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 審議会は、部会の決議をもって審議会の決議とすることができます。
- 6 第28条第3項及び前条の規定は、部会長及び部会について準用する。この場合において、第28条第3項中「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「委員又は特別委員」と、前条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項及び第3項中「議事に關係のある特別委員」とあるのは「特別委員」と読み替えるものとする。

(幹事)

第32条 審議会に、必要があるときは、幹事を置くことができる。

- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員、特別委員及び専門委員を補佐する。

(補則)

第33条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

長野県環境審議会運営要綱

(総則)

第1条 この要綱は、長野県環境基本条例（平成8年条例第13号。以下「条例」という。）第33条の規定により、長野県環境審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 審議会及び温泉審査部会の招集は、会議の開催場所、日時及び審議事項をあらかじめ委員及び関係する特別委員に通知して行う。

(会議の公開等)

第3条 会議は原則公開とする。ただし、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、議長が審議会又は温泉審査部会に諮り、当該会議を非公開とすることができます。

- (1) 長野県情報公開条例第7条各号に定める非公開情報について審議するとき
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議に著しい支障が生じると認められるとき

(会議の傍聴)

第4条 会議の傍聴を希望する者は、会場受付で氏名及び住所を記入の上、会議の開始までに所定の席に着席すること。

- 2 傍聴希望者が、傍聴席の数を超えた場合は、抽選により傍聴者を決定することとする。
- 3 議長は、会議の円滑な運用を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務職員に指示させることができる。

(議事録)

第5条 審議会及び温泉審査部会の議事については、議事録を調製し、会議の概要を記載するものとする。

(特別委員及び専門委員)

第6条 条例第29条第1項の規定による特別委員は、原則として別表の左欄に掲げる者とし、同表の右欄に掲げる案件について審議に加わるものとする。

- 2 専門委員は会長の求めに応じて、必要な調査、検討を行い、審議会にその結果を報告するものとする。

(幹事)

第7条 条例第32条第1項の規定による幹事は、環境政策課長、環境政策課ゼロカーボン推進室長、水大気環境課長、生活排水課長、自然保護課長、資源循環推進課長、森林づくり推進課鳥獣対策・ジビエ振興室長及び薬事管理課長とする。

- 2 幹事は審議案件に応じて、審議会に出席するものとする。
- 3 会長は、必要に応じて、幹事以外の職員等に対して審議会への出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、環境政策課において行う。ただし、温泉審査部会については、薬事管理課において行うものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審議会又は温泉審査部会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(別 表)

特 別 委 員 の 審 議 案 件

特別委員	審 議 案 件
信越自然環境事務所の職員	<ul style="list-style-type: none">・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定されている事項・自然環境保全法に規定されている事項
中部森林管理局の職員	<ul style="list-style-type: none">・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定されている事項・自然環境保全法に規定されている事項・水環境保全条例に規定されている事項・豊かな水資源の保全に関する条例に規定されている事項
北陸地方整備局の職員	<ul style="list-style-type: none">・公共用水域及び当該区域にある地下水の水質汚濁の防止に関する 重要事項・水環境保全条例に規定されている事項・豊かな水資源の保全に関する条例に規定されている事項・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定されている事項
中部地方整備局の職員	<ul style="list-style-type: none">・公共用水域及び当該区域にある地下水の水質汚濁の防止に関する 重要事項・水環境保全条例に規定されている事項・豊かな水資源の保全に関する条例に規定されている事項・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定されている事項
温泉に関する知識を有する者	<ul style="list-style-type: none">・温泉法に規定されている事項 (温泉審査部会を構成)